

各種請求書類等様式集

国際郵便関係

日本郵便株式会社

【様式】

- 1 CN 2 2を印刷した封筒若しくは包装紙又は自ら作成したCN 2 2の使用承認請求書
- 2 CN 2 2を印刷した封筒若しくは包装紙又は自ら作成したCN 2 2の使用承認変更届
- 3 削除
- 4 削除
- 5 国際郵便料金受取人払承認請求書
- 6 伝染性物質を包有する郵便物の発受の承認請求書
- 7 伝染性物質を包有する郵便物の発受を行う機関（ ）変更届
- 8 伝染性物質を包有する郵便物の差出条件確認書

様式1 CN22を印刷した封筒若しくは包装紙又は自ら作成したCN22の使用承認請求書（国際郵便約款第17条第5項関係）

CN22を印刷した封筒若しくは包装紙又は自ら作成したCN22の使用承認請求書

年 月 日

日本郵便株式会社
社長 殿

住所又は居所
請求者
氏 名

CN22を印刷した封筒若しくは包装紙又は自ら作成したCN22の使用承認を受けたいので、種類ごとに見本2部を添えて、請求します。

1 使用承認を受けたいCN22等

	使用承認を受けたいCN22	郵便物の差出開始予定年月日	郵便物の1年間の差出予定通（個）数	バーコード番号の払出希望数
(1) CN22を印刷した封筒				
(2) CN22を印刷した包装紙				
(3) 自ら作成したCN22				

2 連絡先等

- (1) 連絡部署
- (2) 担当者名
- (3) 電話番号
- (4) メールアドレス

備 考

- 1 請求者欄には、署名又は記名していただきます。
- 2 「使用承認を受けたいCN22」欄は、該当するものに「○」を付してください。
- 3 バーコード番号の払出希望数は、1年間の差出予定通（個）数に5を乗じたもの以下とします。
- 4 この用紙は、日本工業規格A4とします。

様式2 CN22を印刷した封筒若しくは包装紙又は自ら作成したCN22の使用承認変更届（国際郵便約款第17条第5項関係）

CN22を印刷した封筒若しくは包装紙又は自ら作成したCN22の使用承認変更届	
年 月 日	
日本郵便株式会社 社長 殿	住所又は居所 届出人 氏 名
CN22を印刷した封筒若しくは包装紙又は自ら作成したCN22の使用の承認を受けた者の（ ） を変更したので、届け出ます。	
1 変更年月日	
2 変更の内容 (新)	
(旧)	

備 考

- 1 括弧内には、届の区別に従い、次の文字を記入していただきます。
 - (1) 氏名変更届 「氏名」の文字
 - (2) 住所又は居所変更届 「住所（又は居所）」の文字
- 2 変更の内容欄には、変更前のものと変更後のものとを記入していただきます。
- 3 この用紙は、日本工業規格A4とします。

様式3 削除

様式4 削除

国際郵便料金受取人払承認請求書

年 月 日

郵便局長 殿

住所又は居所
請求者
氏 名

国際郵便料金受取人払の承認を受けたいので、見本を添えて、請求します。

- 1 封筒、郵便葉書又は用紙の枚数
- 2 差出有効期間
- 3 料金の支払方法
 - (1) 郵便物配達の際、郵便切手又は現金で支払
 - (2) 郵便物配達の際、料金計器別納
 - (3) 後納
 - ア 口座振替払（請求者指定の金融機関預貯金口座からの振替払）
 - イ 銀行振込（日本郵便株式会社の指定預金口座への送金による支払）（※送金手数料は請求者負担）
 - ウ ゆうちょ銀行窓口払
- 4 国際郵便料金受取人払に係る料金の概算額
- 5 国際郵便料金受取人払の取扱いをする郵便物の種類
- 6 国際郵便料金受取人払の郵便物を特殊取扱とする場合のその種類
- 7 国際郵便料金受取人払制度利用の目的
- 8 封筒、郵便葉書又は用紙の海外への配布方法
- 9 主な配布国・地域
- 10 郵便私書箱の使用場所
- 11 連絡先
 - (1) 連絡部署
 - (2) 担当者名
 - (3) 電話番号

備考

- 1 請求者欄には、署名又は記名していただきます。
- 2 料金の支払方法欄には、希望の番号等に○印を付けていただきます。

- 3 「国際郵便料金受取人払に係る料金の概算額」欄には、国際郵便料金受取人払の承認に係る数量のもの全部が国際郵便料金受取人払の郵便物として差し出されたものとしたときの郵便物の料金及び特殊取扱の料金並びに手数料の合計額を記入していただきます。
- 4 郵便私書箱の使用場所欄には、受け取るべき郵便物の宛名に郵便私書箱番号を肩書する場合にその郵便私書箱が設置されている事業所名を記入していただきます。
- 5 ご利用に当たっては、当社が定める担保を提供していただくことがあります。
- 6 この用紙は、日本工業規格A4とします。
- 7 請求の際は、その請求に係る封筒、郵便葉書又は受取人においてあらかじめ印刷した見本で、国際郵便約款別記10に規定する例にならって作成したもの（承認番号の表示を除きます。）を併せて提出していただきます。
- 8 料金の支払方法を後納とする場合は、この請求書に、本人等確認書類を添えていただきます。
- 9 支払うべき料金（延滞利息を除きます。）について支払期限日を経過してもなお支払がない場合には、支払期限日の翌日から支払の日の前日までの日数について、年14.5パーセントの割合（閏年の日を含む期間についても、365日当たりの割合とします。）で計算して得た額を延滞利息として支払っていただきます。

様式6 伝染性物質を包有する郵便物の発受の承認請求書（国際郵便約款第104条第1項関係）

伝染性物質を包有する郵便物の発受の承認請求書

年 月 日

日本郵便株式会社

社長 殿

申請機関名

代表者名

伝染性物質を包有する郵便物を外国宛てに差し出し、又は外国から受領する研究機関として承認を受けたいので、請求します。

- 1 研究機関の名称
- 2 研究機関の所在地
(住所又は居所)
- 3 監督官庁の名称 (部局名まで記入)

備 考

この用紙は、日本工業規格A4とします。

伝染性物質を包有する郵便物の発受を行う機関（ ）変更届

年 月 日

日本郵便株式会社

社長 殿

申請機関名

代表者名

伝染性物質を包有する郵便物を外国宛てに差し出し、又は外国から受領する研究機関の（ ）を変更したので、届け出ます。

1 承認番号及び承認年月日

2 変更年月日

3 変更の内容

備 考

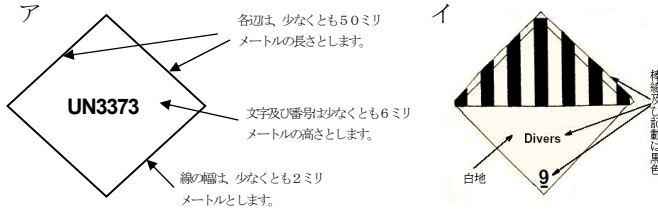
- 1 変更の内容欄には、変更前のものと変更後のものとを記入していただきます。
- 2 この用紙は、日本工業規格A4とします。

様式8 伝染性物質を包有する郵便物の差出条件確認書（国際郵便約款第104条第1項関係）

伝染性物質を包有する郵便物の差出条件確認書		
1 差出人氏名 住所 電話番号 研究機関名称 研究機関住所 監督官庁	様	2 受取人氏名 住所 電話番号 研究機関名称 研究機関住所
3 差出条件の確認		
項目	差出条件	確認欄
(1)-1 内部包装	不漏出性の第一の容器及び第二の包装で構成されること。また、検体が液体の場合は、十分な量の吸収性の材料を第一の容器と第二の包装の間に詰めること。2以上の第一の容器を単一の第二の包装に入れる場合には、第一の容器は一個ごとに包装するか、または、それらが接触しないよう離して入れること。	
(1)-2 内部包装	第一の容器及び第二の包装で構成されること。第一の容器は、通常の運送条件下において、破損せず、また、その内容品が第二の包装に漏出することのないよう第二の包装の中に包有すること。第二の包装は、適切な緩衝材とともに外部の包装の中に保護すること。また、内容品の漏出により緩衝材又は外部の包装が変質しないものとする。	
(2) 外部包装	容器の容積、重量及び容器の予想される使用に応じた堅固さを有すること。また、包装の一面が、少なくとも100センチメートル四方の大きさを有すること。	
(3) 容器	容器全体は、国際民間航空機関（ICAO）の技術に関する説明書及び国際航空運送協会（IATA）の危険物に関する規則に定める落下試験（落下の高さは、1.2メートルを下回らないものとします。）に耐え、第一の容器から内容品が漏出せず、かつ、液体の物質の送付に用いるものにあつては、第二の包装内において第一の容器が吸収性の材料により保護された状態が保たれるものであること。	
(4) 品目記述	内容品の品目ごとの記述は、第二の包装とその外側との間に入れること。	
(5) 包装仕様	液体の物質	ア 第一の容器及び第二の包装は、不漏出性のものとする。また、第一の容器は、1リットルを超える液体の物質を包有しないこと。 イ 2以上の第一の容器を単一の第二の包装に入れる場合には、第一の容器は、一個ごとに包装するか又はそれらが接触しないよう離して入れること。 ウ 吸収性の材料を第一の容器と第二の包装との間に入れること。この吸収性の材料は、液体の物質の漏洩により緩衝材又は外部の包装を変質させないよう第一の容器の内容品全体を吸収する十分な量とすること。 エ 第一の容器又は第二の包装は、不漏出性を失うことなく、95キロパスカル（0.95バール）の内圧に耐えることができるものであること。 オ 外装の総容量が、4リットルを超えないこと（総容量には、内容品の見本を冷却するために使用される氷又はドライアイスは含まれません。）
	固体の物質	ア 第一の容器及び第二の包装は、防塵性のものとする。また、第一の容器は、外部の包装の重量を超えないものとする。 イ 2以上の第一の容器を単一の第二の包装に入れる場合には、第一の容器は、一個ごとに包装するか又はそれらが接触しないよう離して入れること。 ウ 物質の一部、組織又は全体が包有される包装を除き、外装の総容量は、4リットルを超えないこと（総容量には、内容品の見本を冷却するために使用される氷又はドライアイスは含まれません。）
	冷却又は冷凍された見本	ア ドライアイス又は液体窒素を、見本を冷却する目的で使用する場合は、ICAOの技術に関する説明書及びIATAの危険物に関する規則のあらゆる適合要件に合致すること。氷又はドライアイスは、第二の包装の外側又は外部の包装若しくはオーバーパックの中に入れること。氷又はドライアイスが溶解しても、第二の包装が当初の位置に留まるよう内部の支柱を設けること。氷を使用する場合、外部の包装又はオーバーパックは不漏出性のものとする。ドライアイスを使用する場合は、包装は、それを損傷させる圧力を生じさせないように炭酸ガスの排出を可能とするよう設計され、かつ、製造されたものとする。 イ 第一の容器及び第二の包装は、冷却材の温度においても、また、冷却材が効果を失った場合の温度及び圧力においても、変質しないものとする。
(6)-1 表示	検体の種類により、郵便物に英語又はフランス語で、“Exempt human specimen” / “Echantillon humain exempté”（「人体から採取された検体で例外とされるもの」の意）又は“Exempt animal specimen” / “Echantillon animal exempté”（「動物から採取された検体で例外とされるもの」の意）の表示を行うこと。	
(6)-2 表示	郵便物に次の表示を行うこと ア 「BIOLOGICAL SUBSTANCE, CATEGORY B」（「生物学上の物質、B類」の意）の表示 イ 4のアの表示を、対照的な色彩を背景として、外部の包装の外側の表面に行うこと。この表示は、明瞭に視認され、かつ、判読できるものとし、正方形を45度の角度で傾けた形状のもの（菱形）とすること。また、容器をオーバーパックに入れる場合は、この表示を、明瞭に視認されるようにするか又はオーバーパックの外側に再表示すること。なお、郵便物に表示する正式輸送品目名「BIOLOGICAL SUBSTANCE, CATEGORY B」（「生物学上の物質、B類」の意）、「Echantillons de	

	diagnostic」(「診断用の見本」の意)又は「Echantillons cliniques」(「臨床用の見本」の意)の文字は、少なくとも6ミリメートルの高さとし、この表示の傍らに表示すること。 ウ 外部の包装には、差出人の責任者の氏名及び電話番号を記載すること。	
(7) その他	<p>ア 郵便物への検体の包有は最小限とすること。また、検体は航空輸送に耐え得るものであること。</p> <p>イ 郵便物は、最新の I C A O の技術に関する説明書及び I A T A の危険物に関する規則に規定する包装基準 6 5 0 に従って包装されていることを確認すること。ドライアイスが冷却材として使用される場合は、同説明書又は同規則に規定する包装基準 9 5 4 に合致しなければならないこと。この場合、包装基準 6 5 0 に適用されるもののほか、ドライアスを包有する場合の包装に適用される次の記載及び表示の要件にも従うこと。</p> <p>(7) 国連番号 (UN 1 8 4 5) の記載</p> <p>(4) 正式輸送品目名 (「Dry ice」(「ドライアイス」の意)又は「Carbon dioxide, solid」(「固形二酸化炭素」の意)の記載</p> <p>(ウ) 第9分類の表示 (一辺の長さが最低10センチメートルの菱形とした4のイの票符の貼付)</p> <p>(エ) 各包装物のドライアイス又は固形二酸化炭素の正味重量の記載</p> <p>ウ 包装は、良質なものとし、かつ、運搬機材間又は運搬機材と上屋間の積換え及び後続する人力又は機械によるパレット又はオーバーパックからの取卸しを含む運送途上において、通常発生する衝撃又は行われる積載作業に対して十分な耐力を有するものであること。</p> <p>エ その他危険物は、伝染性物質の生存力を維持し、安定化し若しくは劣化を防止し、又はその危険性を中和するために必要とされない限り、伝染性物質と同一の包装の中に入れてはならないこと (ただし、第3分類、第8分類又は第9分類に属する30リットル以下の量の危険物は、I C A O の技術に関する説明書及び I A T A の危険物に関する規則に合致していることを条件に、伝染性物質を包有する個々の第一の容器に入れることができます。また、これらの少量の危険物が、包装基準 6 5 0 に従って伝染性物質とともに包装される場合は、郵便に関する条約に規定する他の要件を満たす必要はありません。)</p>	

4 表示又は票符



5 郵便物の確認

上記の郵便物の内容品、容器、包装及び表示は、郵便に関する条約の規定に基づき、伝染性物質を包有する郵便物として差し出せるものであり、かつ、名宛地に良好な状態で到着するよう包装され、運送の途中で人及び動物にいかなる危害も及ぼさないことを確認済です。

年 月 日 差出人

(郵便局使用欄)	日付印
お問い合わせ番号 (郵便物番号)	

備 考

- 1 1の差出人欄の研究機関名称又は研究機関住所が、差出人の氏名又は住所と同一の場合、研究機関名称又は研究機関住所は記入を省略しても差し支えありません。2の受取人欄についても同様とします。
- 2 3の「確認欄」には、各項目の差出条件を確認の上、国際連合危険物輸送勧告 (規則番号 ST/SG/AC10/1) に規定される患者 (人又は動物) から採取された検体であって例外とされるものを包有する郵便物を差し出す場合にあつては、(1)-1、(2)、(6)-1 及び(7)のイの項目に、伝染性のある又は人若しくは動物に対する伝染性の疑いが十分にあり、かつ、B類 (UN 3 3 7 3) の基準に合致する伝染性物質を包有する郵便物を差し出す場合にあつては、(1)-2、(2)、(3)、(4)、(5)、(6)-2 及び(7)のイからエまでの項目に○印を記入していただきます。
- 3 5の差出人欄には、署名又は記名していただきます。
- 4 この用紙は、日本工業規格 A 4 とします。